

# 第30回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出席表

第30回定例会 平成28年9月30日

開会 13時30分 閉会 16時

出席委員 (21名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 3 山崎正勝
	2 上原勉	1 4 花岡豊一
	3 土屋武道	1 5 白倉令子
	5 伊藤義一	1 6 柳沢家保
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
	1 1 小林和恵	2 0 渡邊重昭
	1 2 渡邊幹夫	2 1 田口千秋

議事録署名委員	2 上原勉	3 土屋武道
---------	-------	--------

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	事務局長 金井 泉
	次長 織田 秀雄
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 田中 章子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊代理

皆さんお疲れ様です。今日は晴れましたが、今晚からまた雨になり、台風も近づくようです。秋の収穫も心配されます。それでは第30回農業委員会定例総会を開催します。

議長

こんにちは。お忙しい中ご苦勞様です。久しぶりの晴天になりましたが、また今晚から雨のようで、長続きしません。収穫の秋を迎えて心配なところでは。

9月17日、18日の巨峰の王国まつりでは、天候も心配されましたが、お蔭様を持ちましてモロコシも完売し、事故もなく無事閉国となりました。皆さんのご協力、大変ありがとうございました。また、今日は農地パトロールの書類提出最終日ですが、農作業が忙しい中ご協力いただきありがとうございました。週明けから10月ですが、9月に続きイベント、研修会等多くの行事が予定されています。大変お忙しい中ですがよろしくお願ひします。

それでは議事録署名人の指名について、本日は2番上原委員、3番土屋委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。今月3条は1件です。こちらの案件は、譲渡人は〇〇在住の〇〇さんです。相続で土地を取得しましたが、本人が市外に移り住んでしまって、高齢でもあり耕作が出来ないという事です。譲受人は現在この畑を耕作している方です。今回正式に話がまとまり、3条で所有権移転をしたいという事です。全7筆を無償で贈与する申請になっています。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。これより担当委員の説明に入ります。1番の清水委員より説明をお願いします。

1 清水委員

地図は1ページです。下の方に〇〇とありますが、そこにかつての〇〇保育園があります。そこから手前に300m離れた所にモニュメントがあり、そこを左に300mほど上った右側が申請地です。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇に住んでおられて、以前から自分では農業はしていませんでした。そしてその土地を今回の譲受人の〇〇さんが、長年耕作してきました。今回譲渡人の〇〇さんが高齢のため、今後管理が困難と判断し、家族とも相談の上、長年耕作してくださった〇〇さんに贈与するという事にしました。〇〇さんは息子さんと共にオクラを中心としてスイートコーン、バレイショ、ブロッコリーを栽培していて、今後も贈与された土地を有効

に利用してくれるのではないかと考えています。特に問題はないと思われ  
ますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につ  
いてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特に無いようなので、それでは裁決に移ります。番号1の案件につつま  
して賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。今月は7件です。

まず番号1です。申請事由が駐車場敷地の拡張です。譲受人は〇〇で  
す。申請地は〇〇の北側、〇〇駐車場です。3ページの公図を見ますと、  
既存の駐車場があるすぐ右側です。面積も36㎡で小規模なので、農地  
として残すよりも残地の処理をしたいという事で、譲渡人と話がまとま  
りました。ここは譲渡人が相続した土地ですが、県外に移住してしまっ  
ているという事で、市との間で話がまとまりました。

続いて番号2です。こちらは〇〇の送電線工事の関係の申請です。農  
振農用地ですが、12月までの一時転用という申請です。工事完了後は  
速やかに農地に戻すという話になっていますので、特に問題はないと思  
います。

続いて番号3です。申請人は、お孫さんと祖母という関係です。申請  
事由は一般住宅敷地という事で、お孫さんが現在アパート暮らしで手狭  
になり、祖母の土地を使用貸借で借りて一般住宅を新築するという申請  
です。集落に接続していますし、7ページの公図を見ますと、右側と上  
にスペースがありますが、こちらも公道になっていて接道が取れるので、  
特に問題はないと思います。

続いて番号4です。こちらの申請事由は宅地分譲敷地、5区画分です。  
場所的には都市計画用途区域内の第3種農地です。9ページの公図を見  
ていただくと、右側の道が狭いように感じますが、申請地を通路敷地と  
して若干転用するという事と、右側の道路が2項道路になっていて、建  
築基準法の施行前からある道路という事で、建築基準法に適合してい  
るとみなす道路になっています。このような道路なので、建築基準法はク  
リアしているので特に問題はないと判断しました。

続いて5番です。こちらも宅地分譲敷地1区画です。場所は番号1の  
案件の駐車場のすぐ北側です。こちらも都市計画の用途区域内、3種農

地なので問題ないと思います。

続いて番号6です。申請事由は住宅敷地で、車庫と駐車場にしたいという申請です。譲受人はご夫婦で、譲渡人は奥様のお父さんという関係です。この申請は、申請地の上の2筆、〇〇〇〇と〇〇〇〇が平成28年の3月に一般住宅敷地として許可が下りている土地です。しかし住宅の敷地が狭いので、今回既存の住宅敷地の拡張として申請されています。

続いて番号7です。こちらは太陽光発電施設敷地としての申請です。場所は都市計画の用途区域内、3種農地です。申請地の周囲には畑がありますが、雨水排水は地下浸透で処理をするという事と、周辺の同意も得ていますので特に問題ないと判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。まず番号1の案件について17番の依田委員より説明をお願いします。

17 依田委員

よろしくお願いします。場所は〇〇裏に新しくできた道路の北側です。そこに〇〇が止まっている駐車場があります。隣接した三角の土地です。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでおられるので土地の管理が出来ないので、〇〇で買っていただくという申請になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

それでは質疑に入ります。番号1の案件についてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続いて番号2の案件について11番の小林委員より説明をお願いします。

11 小林委員

よろしくお願いします。5条の番号2についてご説明します。地図の4ページをご覧ください。申請地は〇〇の北側に鉄塔があります。その送電線の交換工事の敷地です。譲受人は〇〇〇〇、譲渡人は〇〇さんです。鉄塔の敷地内は全て工事用地という事で、約2ヵ月間の一時転用です。工事用地は柵で区切って第三者の侵入を防止するという事ですし、使用後は原状回復する事になっています。工事の期間中は周囲の方々に周知しますし、隣接者の同意も確認していますので、特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号3の案件について、15番の白倉委員に説明をお願いします。

15 白倉委員

よろしくお願いします。資料の6ページです。申請場所は、北側に行く道路を進むと〇〇に行きます。〇〇〇〇がその先にあります。場所は集落です。譲受人の〇〇さんは譲渡人〇〇さんのお孫さんです。今回家を建てる事になり場所を探しましたが、やはり申請地が一番実家に近いという事もあり、下水の管理も一緒に出来る場所にあるので、今回の申請地に建てる事になりました。問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号4の案件について、2番の上原委員に説明をお願いします。

2 上原委員

よろしくお願いします。場所は〇〇です。地図の8ページをご覧ください。上の方に〇〇の公民館があります。その横の道を50～60メートル上に行くと、国道18号線の〇〇がある場所に出ます。上の方に走っている道が旧北国街道、市道の常田牧家線です。そこを〇〇寄りに行き、南へ下ると申請地です。北国街道から入る道は狭い道ですが、申請地へ入る道は広くなります。9ページの公図を見ますと、昔の道から軒下部分については、住宅を建てる時に各戸後退してかなり広がっています。譲渡人の〇〇さんの自宅は申請地のすぐ横です。定年後に農業を始めましたが、現在〇〇歳で後継者も無く、土地の管理も苦勞しているので、処分したいという事で今回の申請になりました。周辺も宅地化がされて来ていて、上下水道とも整備されていますし、排水についても配慮しているようで、特に問題はないと思われま。よろしくお願いします。

す。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号4の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号5の案件について、17番の依田委員をお願いします。

17 依田委員

よろしくお願いします。場所は地図の10ページです。申請番号1で話がありました〇〇の〇〇駐車場の入口になります。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでおられるので、農地の管理は地元の方にお願いしています。耕作も出来ないの処分したいという事で、不動産屋に相談したところ快く受けていただき、今回の申請になりました。前の土地も駐車場なので問題ないと思われ。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号5の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号6の案件について6番の関委員に説明をお願いします。

6 関委員

お願いします。資料は12、13ページです。場所は〇〇地籍です。今年の2月の総会で許可になった案件の追加の申請です。家族分の駐車場を造ると出入口が無くなってしまいますので、その分の土地が必要となり今回の申請となりました。申請人の関係は親子です。特に問題はないと思われるので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号6の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定いたします。

続いて番号7の案件について、21番の田口委員に説明をお願いします。

す。

21 田口委員

それでは説明します。資料は14、15ページをご覧ください。申請地は国道18号線の、〇〇の信号を北へ上って行くと〇〇があります。そのすぐ上の所です。高速道路が走っていて、その側道に位置しています。譲渡人の〇〇さんは〇〇〇〇で飲食店を経営していて、農業は出来ない状況です。譲受人の〇〇さんは司法書士ですが、太陽光発電事業を行っていて、申請地の日照条件等が太陽光発電に良いという思いが一致して今回の申請となりました。設置に当たっては雨水の処理は地下浸透処理を基本とし、各列に30センチメートルの溝を掘り、碎石を敷き詰めます。外周については隣接地から2メートル離すという事です。周囲の地権者の同意も得られているという事なので、問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件についてご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして議案第3号、農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

担い手担当

よろしくお願いします。資料は別冊で説明させていただきます。資料の1ページから2ページにかけては通常の利用権設定です。全て再設定です。合計で42,635㎡。内訳が畑18,439㎡、田が24,196㎡です。続いて3ページが所有権移転です。1件で1,303㎡です。9月の件数は全体で13件、28筆。内、再設定が12件、所有権移転が1件です。また、利用集積計画一覧表の11番と12番については、農地を貸す者と借りる者の関係が家族なのは、農業者年金の関係でこのような設定になっています。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見ご質問等ありましたら出してください。

特に無いようですので、裁決に入ります。議案第3号農用地利用集積計画について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)



議長

全員の決定と認め、決定とします。

続いて報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料の8ページをご覧ください。今月の4条届出は〇〇と〇〇の2件ありました。いずれも200㎡未満の農地なのでご報告します。以上です。

議長

ありがとうございました。各委員の方々にはご了解して頂きたいと思  
います。

以上を持ちまして議案議事を終了します。スムーズな進行をありが  
うございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_